

基本施策		主な施策	具体的内容	進捗状況・評価	R1	R2	R3	今後の方針
1.	連携の推進	(1)市民団体の活動支援とコミュニティ・ネットワークの整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> 環境啓発イベントにおいて参加団体の活動及び交流の場を提供する。 市民団体・事業者・市が、役割分担をしながら連携を推進することで、柔軟かつ効果的な施策を実施する。 市民団体と市との協働事業実施や連携により、市民団体の活性化・育成を促す。 市民団体の特性を生かし、まちの美化を推進する。 	<p>新型コロナの影響で令和2年度以降に計画の変更や中止を余儀なくされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> むさしの環境フェスタは、令和元年度はクリーンセンターで開催したが、令和2年度はオンラインイベントとして開催。令和3年度はむさしの環境フェスタに代わり、第1回むさしのエコ・チャレンジ内において環境活動団体の出展を実施し、参加団体の活動及び交流の場を提供した。 ごみ減量啓発やマイバッグキャンペーンなどについては継続して実施したが、店頭での啓発物品の配布活動は中止した。 クリーンむさしのを推進する会との協働事業についてもお茶わんリユースやごみ分別案内所の設置など、縮小・中止があった。3R連続環境講座は令和2年度は中止、令和3年度は一部オンラインを取り入れた内容に見直し実施した。 毎週日曜日の早朝に、駅周辺において市民の有償ボランティアによる清掃活動を実施する「朝一番隊」は、新型コロナの影響で令和2年度は1回のみ開催。また、まちの自主的な美化が推進されてきたことから、令和2年度末をもって廃止とした。 	○	○ △ △ ×	○	環境啓発イベントを今後も実施し、団体の交流の場を提供する。ごみ減量啓発やマイバッグキャンペーン、クリーンむさしのを推進する会との共同事業などは引き続き実施する。
2.	ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制	(1)排出者責任の明確化(ごみ発生量の減量の徹底)	<ul style="list-style-type: none"> ごみ排出者としての市民・事業者の責任を明確化させ発生・排出抑制に対する意識を向上させる施策を行う。市民、事業者がごみや資源物を減らす自主的な取り組みが行われるよう広く呼びかけるとともに必要となる支援や仕組みづくりについて可能な限り検討・実施する。 事業者・国へ拡大生産者責任の徹底について働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや市報、啓発情報誌「ごみニュース」の全戸配布などにより市民・事業者に対して広く啓発を行った。また情報発信ツールとして、令和2年11月にリニューアルされた武蔵野市公式LINEアカウントに、ごみに関する機能を備えて運用した。これに伴い、「ごみアプリ」は令和3年3月31日をもって更新を終了した。 東京都市長会や(公社)全国都市清掃会議等を通して、拡大生産者責任の拡充や適正処理困難物の処理について要望を行った。 	○	○ △	○	市民・事業者のそれぞれがごみや資源物を減らす取組みを行うように啓発活動を行っていく。資源物の店頭回収、自主回収について市民に利用を呼び掛ける。また市内スーパー等及び新聞店に調査を行い、その結果を「リサイクル協力店」としてホームページ等に掲載する。拡大生産者責任の徹底等については、今後も機会あるごとに要望を行っていく。
		(2)ごみと資源物の取り扱いの適正化	<ul style="list-style-type: none"> 燃やさないごみ、資源物の収集頻度等を見直し、ごみの排出抑制、資源ごみの分別促進、及びごみ処理コストと環境負荷の低減を図る。資源物について、排出抑制のための有料化の是非など研究・検討を進める。 ごみの排出抑制の動機付けとなるような啓発を行う。不適正処理や不法投棄について、調査・把握と、必要に応じた防止の指導を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月より、燃やさないごみと資源物の一部隔週化を開始した。令和2年度に収集頻度等変更による効果検証を行い、環境負荷の削減効果が認められるとともに中長期的なコスト抑制に資するものという考察がされた。プラスチック製容器包装の有料化の可能性については「ごみ収集の在り方等検討委員会」において平成29年度まで検討し、必ずしも有効な施策であるとは結論付けられなかった。 啓発活動や、緊急対応センターによる不法投棄等への指導と追跡調査の徹底は、継続的に実施した。 	○	○	○	収集頻度変更後も安定的な収集を行う。また、排出抑制のための啓発や適正な取り扱いの研究・検討を進める。不法投棄等についても、引き続き適切な業務実施及び市内全域へのパトロールを強化する。
		(3)事業者としての市の率先的取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市がごみの分別・減量資源化の徹底や発生抑制等をより一層取り組むことにより、市内事業者にも模範として示し、取組みを促進する。 現クリーンセンターの稼働に伴い、近隣公共施設に電力を供給しており、年間最適化運転計画による焼却炉の稼働及びエネルギー需給管理を継続的に実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市関連施設用のごみ分別一覧表に基づき、各課及び市関連施設において、ごみの分別と発生抑制に取り組んだ。 CEMS(地域エネルギーマネジメントシステム)を導入し、エネルギーの年間最適化運転計画の立案を行った。また導入した蓄電池システムで夜間電力の有効活用を開始した。市内小・中学校全18校への余剰電力の地産地消利用による電力託送(自己託送)の時間当たりの供給量を増やし、地産地消率の向上に努めた。 	○	○	○	引き続き、市は発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する。クリーンセンター年間最適化運転計画による焼却炉の稼働及びエネルギー需給管理を継続的に実施し、エネルギーの有効活用、地産地消率向上を研究する。
		(4)事業系一般廃棄物減量資源化の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者(月間排出量10t以上41箇所)に対する指導を強化し、立入検査(年間100回程度)を維持継続する。 事業所への指導項目を、ごみ減量資源化推進事業者(Ecoパートナー)認定表彰基準と整合させることでの指導を充実・強化するとともに、企業の環境行動へ誘導する。多量排出事業者の立入検査等において、容器包装等の店頭回収を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症拡大の影響や、中国の廃棄物禁輸措置の影響による事業系ごみ量の変化に対応しながら、高水準の分別・減量資源化を求める立入検査を維持継続した。 事業者の発生抑制に重点を置いた指導啓発を行った。 	○	○	○	立入検査等において、高水準の分別・減量資源化の他、事業者の発生抑制に重点を置いた指導啓発を行う。
3.	普及啓発の充実・拡充	(1)わかりやすい啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人一人に、武蔵野市のごみの特徴、排出抑制・分別、資源化について理解を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みごみ探検隊、3R連続環境講座、3R環境講座(単発)、環境フェスタは令和2・3年度に中止、縮小、オンライン開催など、新型コロナの影響を受けた。 市報、ホームページ等による情報発信は継続して実施した。環境にやさしい買い物キャンペーンを10月に実施し、商店街へのフラッグ掲示や協力店舗での啓発展示などを行った。 	○	○ △	○	引き続き、ごみ発生抑制実現のためにイベント等を通じ実施していく。市民への啓発や市内事業者と連携した事業展開を検討する。

基本施策		主な施策	具体的内容	進捗状況・評価	R1	R2	R3	今後の方針
		(2) 情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制・排出抑制の動機付けを図るために、ごみの分別やごみ処理経費、処理にかかる環境負荷等の必要な情報をわかりやすく提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市報、市ホームページ、SNS、ごみ便利帳等の各種媒体を適宜更新。令和2年11月にリニューアルし、ごみに関する機能を備えた武蔵野市公式LINEアカウントも活用し、情報発信を行った(ごみアプリは令和3年3月31日をもって更新終了)。 ・ごみニュース、ごみカレンダーを全戸配布した。 ・収集品目ごとのごみ処理コストについて、毎年の事業概要に掲載した。 	○	△ ○	○	引き続き、市報、市ホームページ、ごみニュースなどにわかりやすく掲載する。
		(3) 環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ・団体等の集まりなどの機会に、ゲストティーチャー(出前講座)を実施し、武蔵野市のごみの特徴、排出抑制・分別、資源化について理解を求める。 ・市内公立及び私立小学校4年生のクリーンセンター見学時にごみの行方等について説明を行う。 ・むさしのエコリゾートでは環境分野の側面からSDGsの達成に貢献する事業として、各種講座及びイベントを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座は主に団体等からの要望により行う。令和元年度は収集頻度等見直し直後のため10回以上開催したが、令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響もあり、年0~1回程度であった。 ・市内公立校及び市内私立校の小学校4年生のクリーンセンター見学時にクリーンセンターの役割やごみの行方の説明を実施した。また、令和2年度からはむさしのエコリゾートの開館に伴い、両施設で連携して見学を実施した。 ・むさしのエコリゾートでは環境の学校など、各種連続講座及びイベントを実施した。 	○	△ ○	○ ×	出前講座は引き続き、団体等からの要望により行う。継続して、市内公立及び私立小学校4年生のクリーンセンター見学時にごみの行方等について説明を行う。また、むさしのエコリゾートと連携して実施する。むさしのエコリゾートでも、引き続き各種講座・イベント等を実施する。
		(4) 優良事業者への表彰制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・商店会連合会役員等を含めた第三者委員会(Ecoパートナー認定表彰委員会)を開催し、希望事業者が認定表彰基準に適合するか否かを審議する。 ・立入検査等において、認定表彰が事業者の更なるごみの減量資源化・発生抑制の動機付けとなるよう啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量及び資源化について認定及び表彰を受けることを希望する事業者に対し立入検査を行い、商店会連合会役員等を含めた第三者委員会(Ecoパートナー認定表彰委員会)を開催し、27事業者を審議した。 ・当該立入検査指導項目により、立入検査において、高水準の分別・減量資源化を動機付ける指導啓発を行った。 	○	○	○	引き続き商店会連合会役員等を含めた第三者委員会を開催し、認定表彰事業者を決定する。立入検査における指導啓発を継続する。店頭回収や新聞販売店の自主回収について、リサイクル協力店として対象事業者を支援するような方法を検討する。
		(1) ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やさないごみ、資源物の収集頻度等を見直し、ごみの排出抑制や資源ごみの分別促進、及びごみ処理コストと環境負荷の低減を図る。またごみ処理経費とその内訳をわかりやすい内容で周知するなどごみの発生・排出抑制を徹底し、ごみ処理経費の軽減に努める。 ・資源物処理施設の広域連携の可能性について検討する。 ・クリーンセンターの維持管理会議及び運営モニタリング会議を継続し、効率的かつ最適な運営を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月より、燃やさないごみと資源物の一部隔週化を開始した。令和2年度に収集頻度等変更による効果検証を行い、環境負荷の削減効果が認められるとともに中長期的なコスト抑制に資するものという考察がされた。また、ごみ処理経費については、各年度の事業概要にて周知を行った。 ・クリーンセンターの効率的かつ最適な運営の実現のため、維持管理会議及び運営モニタリング会議を開催した。 	○	○	○	収集頻度変更後も安定的な収集を行う。また、ごみ処理経費の周知などによりごみ処理経費の軽減に努める。資源物処理施設の広域連携の可能性について研究を継続する。クリーンセンターの効率的かつ最適な運営を継続する。
4. ごみ処理の効率化・環境負荷の低減		(2) 容器包装リサイクル法を踏まえた収集と分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル等の分別収集を継続するとともに、市民への分別周知に努める。 ・事業者と市町村の役割分担・費用負担について、抜本的な見直しが必要とされる容器包装リサイクル制度の法制度の見直しについて、都や多摩地域の自治体と連携して国等へ働きかける。 ・サーマルリサイクルの可能性について、多角的な視点から検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ便利帳、ごみニュース、市報記事、市ホームページ等により、適正な分別の啓発活動を行う。 ・東京都市長会や(公社)全国都市清掃会議等を通して拡大生産者責任の拡充について要望を行った。 ・サーマルリサイクルの可能性について、法制度の動向等の情報収集により検討を行った。 	○ ○ □	○ ○ □	○ ○ □	容器包装リサイクル制度の法制度の見直しについては、今後も機会あるごとに要望を行っていく。サーマルリサイクルの可能性について、多角的な視点から検討を行う。
		(3) 小型家電リサイクルの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やさないごみ、粗大ごみ等からピックアップ回収し、希少金属などの資源回収を図る(都市鉱山事業)。 ・使用済小型電子機器等についてイベント回収・拠点回収を実施し、再資源化を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃家電製品ピックアップ回収による解体作業を行い、電動機類・基板類・コード類に分別し、専門工場希少金属の資源化を実施した。また、小型充電式電池を分別し、専門工場による再資源化を実施した。 ・廃プラスチックの市況悪化や、拠点回収が代替手段として確保されてきたことにより、小型家電のイベント回収事業は令和元年度をもって終了。拠点回収は継続して行った。 	○ ×	○	○	廃家電製品ピックアップ回収及び拠点回収による希少金属の資源化を継続する。また、小型充電式電池の分別、専門工場による再資源化を継続する。
		(4) 生ごみ・剪定枝・落ち葉等資源化処理の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・市民には生ごみの資源化・減量についての情報提供・啓発を行うとともに、クリーンむさしのを通じた生ごみたい肥化の啓発を行う。 ・広域連携による生ごみ資源化の可能性について研究を行う。 ・事業系持込ごみの4~5割を占める生ごみの減量資源化を推進する。 ・剪定枝・落ち葉等については特別回収や持込による資源化処理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化に関する連続環境講座は、令和元年度に実施したが令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。令和3年度は形式を変更し再開した。 ・広域連携による生ごみ資源化の可能性についてH30年度まで研究を行ったが、生ごみ資源化の有効な方法は見出せなかった。 ・生ごみ資源化未実施の事業者に対して、立入検査等において指導啓発を行った。 ・剪定枝・落ち葉等の資源化処理は継続して実施した。 	○	×	○	市民にはクリーンむさしのを通じた生ごみたい肥化の啓発を行う。多量排出事業者へは立ち入り検査や聞き取り調査を通して資源化の推進を進める。家庭の剪定枝葉は引き続き特別回収による資源化を実施する。
		(5) 集団回収のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅型と地域活動型団体との活動スタイルの違いによる補助金額の適正化を含めて、今後の集団回収の課題を整理し改善する。 ・市民自身による資源物の集団回収による資源化を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ収集の在り方等検討委員会」の報告書の中で、集団回収事業については、行政収集の代替の収集方法として位置づけられている。その議論を踏まえた上で検討を行い、集団回収の団体補助金と団体事務費について、令和3年度から以下のとおり見直した。回収団体数は令和3年度末時点で188団体(19,797世帯)。 ・団体補助金 1キロ当たり10円→8円 ・団体事務費 1団体4,000円→廃止 	○	○	□	団体補助金を引き続き交付する。ごみ市民会議を通して、望ましい集団回収のあり方について検討する。

基本施策		主な施策	具体的内容	進捗状況・評価	R1	R2	R3	今後の方針
		(6) 拠点回収のあり方の検討	・牛乳パック、廃食用油及び年賀はがきについて、拠点回収の実施継続について検討を行うとともに、店頭回収・自主回収の拡充について事業者への働きかけを強化する。	・牛乳パック21カ所、家庭廃食用油5カ所、年賀はがき等36カ所(期間限定)で実施した。このうち廃食用油は、資源化事業者が撤退したことから令和3年度以降は廃止とした。 ・市報、ホームページによりスーパー等の店頭回収の利用を広報した。	○	○	△ ○	牛乳パックと年賀はがき等は、継続実施する。 店頭回収・自主回収については、行政収集を補完するものとして広報し、市民の利用を促進する。
5.	クリーンセンターの運営	(1) 新処理施設の安全・安心・安定稼働	・業務責任者(技術管理者)を配置し、運営事業者のセルフモニタリングの実施状況の確認を行う。運営モニタリング会議を開催し、指導・監督を実施する。 ・施設の運営管理について、運営協議会を開催し報告する。	・業務責任者(技術管理者)を配置し、運営事業者のセルフモニタリングの実施状況の確認を行った。運営モニタリング会議を開催し、指導・監督を実施した。 ・施設の運営管理について、年6回の運営協議会と必要に応じて臨時会を開催した。	○	○	○	市の業務責任者による運営事業者のセルフモニタリングの実施状況の確認、運営モニタリング会議、運営協議会への報告を継続する。
		(2) エネルギー供給システムの構築	・蓄電池システム・BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)とCEMSを連系させ、エネルギー需給の最適化及び蓄電池システムの管理に向けた運転計画の立案を進める。	・CEMS導入後、クリーンセンター焼却炉運転データ・近隣公共施設のエネルギー需要量等の基礎データ蓄積のうえ、クリーンセンターの年間最適化運転計画の立案を進めた。	○	○	○	蓄電池システム・BEMSとCEMSを連系させ、最適なエネルギー需給及び蓄電池システムの充放電管理が実現するクリーンセンターの年間最適化運転計画の立案を進めていく。
		(3) 環境啓発施設の整備	・市民一人ひとりや事業者等の自発的で主体的な環境配慮行動を促進する、地域やまちに根ざした環境啓発施設の運営を進める。	・むさしのEcoreゾートは令和2年11月に開館。環境啓発施設運営会議、Ecoreゾート連携会議を開催した。また、環境の学校等の連続講座を実施した。 新型コロナウイルスワクチン接種会場として施設使用されたため、施設貸出及びサポーター募集は延期となった。	□	○	○	市民が主体となった運営を継続する。また、施設の貸出の開始やサポーター募集により、地域やまちに根ざした施設運営を進める。
		(4) 広域連携の検討	・多摩地域ごみ処理広域支援体制やごみ処理相互支援を維持・継続していく。また、近隣市のごみ処理方法等の研究をしていく。 ・今後のクリーンセンター(ごみ処理施設)のあり方について研究していく。	・多摩地域ごみ処理広域支援体制を維持し、また、ふじみ衛生組合及び小金井市とごみ処相互支援を実施した。 ・新処理施設は全市民に開かれた施設として展開している。また、近隣公共施設への自立分散型のエネルギー供給拠点としている。	○	○	○	多摩地域ごみ処理広域支援体制やごみ処理相互支援を維持・継続していく。 近隣市のごみ処理方法等や今後のクリーンセンター(ごみ処理施設)のあり方の研究をしていく。
		(5) その他の検討事項	・広域連携の検討・研究と並行して、今後の資源化の処理形態、資源化施設方式など資源化のあり方について、調査・検討を行う。	・広域連携に関連した情報収集を行った。	□	□	□	引き続き、近隣市のごみ処理方法及び分別区分等の研究・検討とあわせ、資源化の処理形態等今後の資源化のあり方の研究・検討を進めていく。
6.	最終処分	(1) 埋立処分量ゼロの維持・最終処分場の有効利用	・エコセメント化に伴う環境負荷やコストの低減のために、焼却残さを減量し埋立処分量ゼロを維持し続ける。	・現在、焼却残さは全量エコセメント化しており、最終処分場での埋立処分ゼロを継続した。	○	○	○	引き続き焼却残さを減量し、埋立処分量ゼロを維持し続ける。
		(2) エコセメント事業への支援	・エコセメント事業推進を支援するため、市の公共事業においてエコセメントを可能な限り使用するよう、庁内の関係各課へ働きかける。	・下水道課、道路課、緑のまち推進課等公共工事を発注する部署においては、工事の仕様書に特記事項としてエコセメントの使用を謳っている。庁内関係各課への働きかけを行った。	○	○	○	今後についても、市の公共事業においてエコセメントを率先して使用する。
7.	災害時の対応	(1) 災害時の体制整備	・武蔵野市地域防災計画との整合を図りながら、災害時廃棄物・がれき処理等の初動対応等マニュアルを作成する。	・原案として令和元年度に作成した「災害廃棄物処理初動マニュアル」をもとに、項目や内容を整理・再編し、令和3年度に「災害廃棄物対策マニュアル」を作成した。	□	□	○	計画本文の見直しを行うとともに、がれき処理の作業手順等を整理する。
8.	適正な生活排水処理	(1) 適正な生活排水処理	・公衆衛生の向上を目指し、未接続家庭に対する水洗化の働きかけや仮設トイレのし尿の収集・運搬・処理についての適切な処理を行う。 ・災害時のし尿処理については、訓練等を東京都と連携して行っていく。	・未接続家庭は持家1世帯。機会を捉えて、直結放流するよう働きかけを検討しているが、対応が難しい状況。 ・工事・イベント現場の収集(市内)について、申請にもとづき適正に行った。回収後はし尿処理場に直送。 ・東京都と連携して、北多摩一水再生センターにおいて災害時を想定した訓練を年1回実施した。	○	○	○	引き続き、水洗化の働きかけや仮設トイレのし尿処理、都と連携した訓練等を適切に行っていく。

○:実施 △:一部実施 □:研究・検討 ×:未実施・廃止